

技術資料等説明書

山国川河川事務所管内における機械設備の災害時等応急対策工事及び災害対策用機械類の災害時応急対応に関する基本協定の締結（機械設備工事及び業務）の締結業者については、関係法令に定めるもののほか、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 令和5年1月27日

2. 協定締結者

国土交通省九州地方整備局 山国川河川事務所長 中元 道男
大分県中津市大字高瀬1851-2

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、大規模な災害が発生、若しくは災害の発生が予測された場合、災害対策用機械類（以下「災対機械」という）、並びに資材、人員の確保及び動員を行い、緊急的に応急対策工事及び応急対応を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、迅速な応急復旧に資することを目的とする。

(2) 基本協定区分及び協定業者数

基本協定締結区分は表-1のとおり。

ただし、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長（九州地方整備局長）等から応援要請があった場合、又は山国川河川事務所長が必要と判断した場合は、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他整備局、地方自治体等）において発生した災害の区域も本協定の対象となる場合がある。

(表-1) 基本協定締結区分

番号	区分名	対象設備	対象区域	協定業者数
1	樋門・樋管設備	別表-1のとおり	山国川河川事務所管内	3程度
2	平成大堰設備	別表-2のとおり	大分県中津市大字高瀬地先	3程度
3	耶馬溪ダム設備	別表-3のとおり	大分県中津市大字耶馬溪町 柿坂地先	5程度
4	ポンプ設備	別表-4のとおり	大分県中津市下宮永地先	1程度
5	機械設備軽故障全般	番号1～4設備全般	山国川河川事務所管内	1程度
6	災害対策用機械の運用	13. 「表-2」のとおり	山国川河川事務所管内	6程度

(3) 基本協定の内容

① 機械設備の災害時等応急対策工事にあたっては、山国川河川事務所内で管理する機械設備（表-1）において災害や故障、不具合が発生した若しくは災害の発生が予想される場合、緊急的に処置の必要な箇所の発見及び応急復旧工事又は対策工事を実施することを想定し、あらかじめ工事

等の実施業者を定めておくことにより被害施設の早期発見と復旧及び災害拡大防止に期することを目的としたものである。

- ② 災対機械の災害時等応急対応にあたっては、山国川河川事務所が管理する山国川水系山国川、派川中津川、支川山移川流域内の直轄管理区間又は直轄管理区間外において、災害が発生した若しくは災害の発生が予想される場合、九州地方整備局管内で保有する災対機械の運搬、設置、操作、撤去などの運用を緊急的に実施することを想定し、あらかじめ履行実施業者を定めておくことにより災害の拡大防止と被害施設等の早期復旧に期することを目的としたものである。

また、山国川河川事務所が主催または参加する防災訓練や操作訓練に、山国川河川事務所からの参加依頼があった場合には、参加するものとする。

(4) 災対機械の対象範囲

基本協定の対象機械は、九州地方整備局管内で保有する災対機械とする。なお、その詳細は、13. その他 表-2 のとおりとする。

(5) 協定期間 令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日

(6) 基本協定の締結受託者の選定

本協定締結受託者の選定については、下記の項目について提出された技術資料等から総合的に評価し、協定締結受託者を決定する評価方式である。

- ①災害時等における技術者等の派遣基地と山国川河川事務所までの距離及び時間
- ②災害時の早期復旧に関する工事実施体制
- ③資格者保有者の雇用者数
- ④災害協力に求められる地域において必要な資機材の保有状況
- ⑤機械設備工事、維持工事実績及び点検整備（災対車含む）実績
- ⑥災害時応急対策工事等の協定締結の実績

(7) 災害時等応急対策工事の実施方法

基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事（業務）を実施する場合や、災対機械の応急対応を実施する場合には、当該協定締結業者の中から、前項（6）の評価に基づき契約締結業者の優先順位を決定したうえで、速やかに工事請負契約等を締結するものとし、その工事（業務）の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

当該協定に基づき施工業者等と契約を取り交わす時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であることを条件とする。

なお、法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事（業務）や役務履行を行わないことになることを付記する。

4. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (2) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和5・6年度の機械設備工事又は維持修繕工事の一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和5・6年度の機械設備工事又は維持修繕工事の一般競争(指名競争)参加資格の認定を令和5年4月1日時点において受けていること。

かつ令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のうち「建物管理等各種保守管理」又は「その他」の九州・沖縄地域の競争参加資格の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

なお、令和5年4月1日時点において認定されていない者との締結は、基本協定締結のために必要な要件を満たさない者との締結として、当該協定を無効とする。

また、基本協定締結後に競争参加資格を失効したときは、失効した日をもって当該協定を無効とする。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 平成19年度以降に元請として対象区分毎に次に掲げる工事の施工実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
 - ①基本協定締結区分「1～5」

国、公団等又は県市町村発注の機械設備工事(小形水門設備、河川用水門設備(堰含む)、ダム用水門設備、エレベーター、水質保全設備、揚排水ポンプ設備、流木止設備)実績、または機械設備(小形水門設備、河川用水門設備(堰含む)、ダム用水門設備、エレベーター、水質保全設備、揚排水ポンプ設備、流木止設備)の、点検業務や修繕の契約実績があること。
 - ②基本協定締結区分「6」

土木(改修、維持修繕)工事または機械設備点検(災対車点検含む)、修繕等の契約実績があること。
- (5) 本協定は、災害時の緊急時を想定しており、連絡体制の確実性、簡素化を図る必要があることから、協定締結対象者は、単体(共同企業体を除く)で参加資格を満足する社を対象とする。
- (6) 九州地方整備局管内に営業所等が所在すること。
- (7) 協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (8) 緊急事態発生に伴う協力要請があった場合、基本協定締結区分「5」については、初動対応として当事務所へ概ね2時間以内に到着できる体制を確保できること。
- (9) 緊急業務に対応した体制の確保として、基本協定締結区分「1～5」については、機械設備に関する実務経験者、基本協定締結区分「6」については、災対機械等の運用、維持工事实務経験者または機械設備点検(災対車点検含む)や修繕実務経験を災害時に必要人員の確保ができること。

また、当事務所が公告する他の災害協定に応募する場合は技術者の重複は認める。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者、又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 協定締結参加資格の確認等

(1) 本協定締結の参加希望者は、表-1に示す区分のうち希望する区分(複数可)及び、4.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところにより申請書及び技術資料等を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び技術資料等を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、本協定締結に参加することができない。

- ① 提出期間：令和5年1月27日(金)から令和5年2月13日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ② 提出場所：〒871-0026 大分県中津市大字高瀬1851-2
国土交通省 九州地方整備局 山国川河川事務所
電話：0979-24-0571
FAX：0979-24-1985
担当：調査課 建設専門官 延吉(内線401)
管理課 専門官 高野(内線340)
- ③ 提出方法：持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。)により提出する。

(2) 申請書は、別記「様式-1」により作成すること。

- ① 会社の代表印を押印すること。
- ② 希望する基本協定締結区分を必ず記入すること。(複数可)

(3) 参加資格の確認は、申請書及び技術資料等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和5年3月9日(木)までに書面にてFAXまたはメールにより通知する。

6. 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がないと認められた者は、当職に対して参加資格がないと認められた理由等について、次により書面にて説明を求められることができる。(様式は自由とする。)

- ① 提出期限：令和5年3月13日(月) 17時00分。
- ② 提出場所：上記5.(1)②に同じ。
- ③ 提出方法：FAX又は持参、郵送等(郵送は書留郵便に限る。)により提出する。

(注) FAXで提出した場合は、FAX送信後、山国川河川事務所 調査課 建設専門官へ電話で確認すること。(不在の場合は管理課 専門官で可。)

(2) 当職は、説明を求められたときは、令和5年3月20日(月)までに説明を求めた者に対し、書面にてFAXまたはメールにより回答する。

7. 技術資料の総合的な評価に関する事項等

(1) 評価項目と評価基準

評価に関する事項等の各評価項目については、別紙-1に示す評価基準に基づき評価する。

8. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局は、上記5.(1)②に同じ。

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間：令和5年1月27日（金）から令和5年2月13日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②交付方法：HPからダウンロード

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

①提出期間：令和5年1月27日（金）から令和5年2月13日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで

②提出場所：5.（1）②に同じ。

③提出方法：5.（1）③に同じ

9. 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料の作成及び提出

① 技術資料の作成

技術資料は後述する「10. 技術資料作成方法及び留意事項」及び「別紙様式」に基づき作成するものとする。

②提出方法：5.（1）③に同じ

③提出場所：5.（1）②に同じ

④提出期間：令和5年1月27日（金）から令和5年2月13日（月）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日9時00分から17時00分まで

10. 技術資料の作成方法及び留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 申請書 [様式-1]	① 様式には、必ず会社の代表者印を押印すること。 ② 協定締結を希望する区分を3.（2）（表-1）より選択・記入する。
(2) 派遣基地の位置 [様式-2]	① 想定される派遣基地と事務所までの距離及び所要時間を記入する。
(3) 工事実施体制 [様式-3]	① 設備故障等による大規模な災害が発生、若しくは災害の発生が予想された場合、災害の応急復旧に関する必要な組織及び建設機械、並びに資材、労働力の確保及び動員を行い早期復旧を実施すると想定し、各社の実情に合わせて作成すること。
(4) 技術者保有状況 [様式-4]	① 技術者保有状況は、企業が雇用している人員及びそれぞれの経験年数（学歴）、代表的な資格（例：1級または2級土木施工管理技士）を記載。（資料作成時点で、山国川河川事務所管内で、活動可能と想定できる人に対して作成） ② 記載した技術者との雇用関係を証明するもの、生年月日及び資格の写しを

	<p>添付する。</p> <p>但し、この証明に不必要な事項又は個人情報等は黒塗りして添付すること。</p>
(5) 資材・機材の確保 [様式-5]	<p>① 保有資機材については、令和5年1月27日時点において自社保有の物とし、災害協力に求められる地域において必要な資材・機材を記載する。</p>
(6) 機械設備工事・点検業務の施工実績 [様式-6]	<p>① 対象となる工事は、平成19年4月1日から令和5年3月31日までの間に完成、または完成予定である4.(4)に該当する機械関係工事、点検業務又は、土木維持工事及び機械設備点検(災対車点検含む)や修繕を記載する。</p> <p>② 過去JV構成員として工事実績がある場合は、出資比率が20%以上の場合、対象とする。</p>
(7) 災害時応急対策工事等の協定締結の実績 [様式-7]	<p>① 対象となる協定は、本技術資料等説明書3.(2)と同様に河川における災害時の応急対策工事(業務)に関する協定とし、令和2年度以降に締結したもので、かつ協定締結の相手方は国、県、市町村とする。</p> <p>なお、河川における災害時の応急対策工事(業務)に関するものであれば、協定書ではなく、覚書、契約書等でも対象とする。</p> <p>但し、協定又は覚書等により、あらかじめ災害時に工事(業務)実施について締結していない災害復旧又は緊急復旧の工事(業務)のみは対象としない。</p> <p>② 実績がある場合は、協定書又は覚書等の写しを添付すること。</p>

11. 技術資料等説明書に対する質問

(1) この技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間：令和5年1月27日(金)から令和5年2月6日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ② 提出場所：上記5.(1)②に同じ。
- ③ 提出方法：FAX、持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。)により提出する。
(注)：FAXで提出した場合は、FAX送信後、山国川河川事務所 調査課 建設専門官へ電話で確認すること。(不在の場合は管理課 専門官で可。)

(2) (1)の質問に対する回答は、書面により令和5年2月10日(金)までに行う。

12. 本協定締結業者の決定及び通知

本協定の締結業者については、技術資料の提出に基づき評価・決定する。その結果は、令和5年3月22日(水)までにFAXまたはメールにて通知し、その後郵送にて送付する。

13. その他

- (1) 申請書及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 当職は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された申請書及び技術資料等は、返却しない。
- (4) 提出期間以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

表-2 災害対策用機械および応急対応業務内容

機 械 名	規 格	業 務 内 容	備 考
対策本部車	拡幅型	設置（拡幅）・撤去（格納）・運搬・作業	人員：3人程度
待機支援車	中型、バスタイプ	設置・撤去・運搬	人員：2人程度
	小型、4×4D		
情報収集車	4×4D	運搬	人員：2人程度
照明車	25KVA	設置・撤去・運搬・作業	人員：2人程度
排水ポンプ車	30m ³ /min	設置・撤去・運搬・作業	人員：6人程度
	60m ³ /min		
小型土のう造成機	自走式 180袋/h	設置・撤去・運搬・作業	人員：2人程度
簡易遠隔操縦装置	バックホウ用	設置・撤去・運搬・作業	人員：3人程度
	ブルドーザ用		
	クローラダンプ用		

※運搬に際し大型車の免許が必要な車両有り

※備考に記載の必要人員については、現場状況により増員となる事も想定される。